慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	法制史上より觀たる日本農民の生活律令時代上(瀧川政次郎著, 同人社書店發行)
Sub Title	
Author	山本, 光郎(Yamamoto, Mitsuo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1927
Jtitle	史学 Vol.6, No.2 (1927. 5) ,p.153(305)- 153(305)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19270500-0153

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

書評

法制史上より觀たる日本農民の生活（瀧川政次郎著）律令時代上（同人社書店發行）

本書は表題の示す通り、律令時代初期に於ける吾が國の自由農民の經濟生活、卽ち彼等の土地よりする收支を、著者の研究する制度史上より觀察されたるものである。

先づ緒論第一章に於ては、律令初期に於ける彼等自由農民の占むる社會的地位と、その生活の特性とを明かにしてゐる。卽ち大化以後の良賤二階級と、更に貴姓、卑姓、白丁、雜色、家人、奴婢の六階級に大別し、夫々說明を試み、その中間の白丁階級がいはゆる百姓、やがての農民で、これが當時の人口の大部分を占むる國民の中堅であつて、彼等が國家より口分田を受けて、その收益の中より一定の祖庸調の租稅を負擔することに於て、國法上の特徵を有して居つたのであると。

次で、緒論第二章に於ては、律令時代に於ける彼等農民の經濟單位に就て所見を述べられ、是が單位を家の集合たる戶に求め、更に戶を鄕戶と房戶とに分ち、戶の中でも、比較的人數の少い房戶を以て、彼等農民の經濟生活の單位なりといつてゐる。而して本論は、先づ前編に於ては支出の方面より、夫々彼等の生活を觀察された。卽ち、前編第一章に於ては、著者は律令の土地制度より農民生活を觀察し、口分田より得る收入を以てその本俸となし、茲に於て班田法の起源、竝にその實地程度の如何について述べ、內田博士に從つて班田制度が幾外に於ても全國的に行はれたることを擧證してゐる。然る後、この班田法に依つて與へられたる經濟單位たる房戶の口分田による收入を、各文獻に調して概算を試みられた。それからこの口分田の收入外の園池、小川、藪澤による臨時の收入について、及び彼等が他人の土地を小作したり、或は、他人の工地耕作に雇はれて得る臨時收入、及び當時特種例外の意味を有したる宅地法と、彼等の生活の關係について夫々觀察せられてゐる。次で第二章に於ては、當時の融通制度、卽ち、出擧、借貸、賃制度等より、竝に備荒貯蓄の別、卽ち義倉、常平倉田等の諸制より、農民の生活を一々察察されてゐる。

以上は本書の大要であるが、著者は本論前編に於て、班田法の起源について述べ、班田法は大化の際新に支那より輸入されたる新法であつて舊法でないと、在來の有力なる說を否認されたのは扨ておいて、大化以前の吾が古代の社會に氏族共產制の風が存したことは、記紀その他の記錄の上に直接の徵證は存しないといはれたのは反問したい。古代である部落共耕の形跡を有したることは、遠い記錄に溯るまでもなく、今日に於ても河川山海が多く村持で維持されてゐる舊習が存することはこれを證するに充分であらう。それは兎に角として、日本の社會科學のまだ幼稚なる時に當つて困難なるこの種の研究に從事せらるゝ著者の勞を多とするものである。（昭和二年四月十六日山本光郎）